

岩手県告示第 795 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 18 年 7 月 18 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 宮古岩泉線
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町下有芸字下有芸 46 番 28 地先内	新	m 27.4～26.3	m 15.7
	旧	27.4～23.6	15.7

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所
 イ 期間 平成 18 年 7 月 18 日から同年 8 月 18 日まで

- 2(1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 340 号
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
陸前高田市横田町字久連坪 100 番 1 地先から字南行 3 番 1 地先まで	新	m 41.5～9.9	m 566.7
	旧	41.5～9.9	566.7

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 大船渡地方振興局土木部
 イ 期間 平成 18 年 7 月 18 日から同年 8 月 18 日まで

- 3(1) 道路の種類 一般国道
 (2) 路線名 340 号
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町大川字平井 64 番 31 地先内	新	m 34.5～5.6	m 125.2
	旧	9.5～5.6	125.2
下閉伊郡岩泉町大川字平井 29 番 57 地先から字大家 150 番 1 地先まで	新	17.5～7.2	108.8
	旧	16.3～5.1	108.8
下閉伊郡岩泉町大川字大家 86 番 1 地先から 84 番 1 地先まで	新	13.3～9.5	36.8

	旧	13.1~5.3	36.8
--	---	----------	------

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所

イ 期間 平成 18 年 7 月 18 日から同年 8 月 18 日まで